においては、日本銀行は、その小切手の余白に支払期間経過の旨を記入し、これを提示した者に返付しなければならない。ただし、手形交換所において提示を受けた場合は、手形交換所の規則に従い、これを提示した者に返付しなければならない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（大正五年勅令第二百五十六号第六条第一項による証券の納付に関する制限を定める省令の一部改正）

**第四条**　大正五年勅令第二百五十六号第六条第一項による証券の納付に関する制限を定める省令（大正五年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第一条**　［略］<br>②　前項ニ規定スル小切手以外ノ小切手ハ手形交換所ニ加入シタル金融機関ニ宛テタルモノニシテソノ提示期間内ニ支払ノタメ提示スルコトヲ得ルモノナルコトヲ要ス | **第一条**　［同上］<br>②　前項ニ規定スル小切手以外ノ小切手ハ手形交換所ニ加入シタル金融機関又ハ当該金融機関ニ手形交換ヲ委託シタル金融機関ニ宛テタルモノニシテソノ呈示期間内ニ支払ノタメ呈示スルコトヲ得ルモノナルコトヲ要ス |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この省令は、令和四年十一月四日から施行する。

**○厚生労働省令第百四十八号**

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十五条の二の規定に基づき、労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則の一部を改正する省令

労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和四十八年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （試験の実施）<br>**第六条**　試験は、毎年一回以上行うものとする。<br>2　試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。 | （試験の実施）<br>**第六条**　試験は、毎年一回以上行なうものとする。<br>2　試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項は、あらかじめ、官報で公告する。 |
| （合格証の交付等）<br>**第八条**　厚生労働大臣は、試験に合格した者に対し合格証（様式第二号）を交付するほか、その者の受験番号をインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。 | （合格証の交付等）<br>**第八条**　厚生労働大臣は、試験に合格した者に対し合格証（様式第二号）を交付するほか、その者の受験番号を官報で公告する。 |

**附　則**

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**○経済産業省令第七十九号**

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第二項の規定を実施するため、経済産業省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十月十八日

経済産業大臣　西村　康稔

経済産業省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年経済産業省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （本邦法人又は外国法人等の範囲）<br>**第一条**　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。<br>一～六　［略］<br>（出資の認可の申請）<br>**第二条**　令別表第二の二十一の項の第二欄に掲げる研究開発法人が、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号。以下「法」という。）第三十四条の六第二項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。<br>一　出資先の名称、住所又は居所及び代表者名<br>二　出資に係る財産の内容及び評価額<br>三　出資を行う時期 | 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号。以下「令」という。）第六条第四項第三号の命令で定める本邦法人又は外国法人等は、次に掲げる本邦法人又は外国法人等とする。<br>一～六　［略］<br>［新設］ |